

令和5年7月7日

第六管区海上保安本部

【目次】

第315項	瀬戸内海	岡山水道、水門湾	潜水作業
第316項	瀬戸内海	岡山港	水路測量
第317項	瀬戸内海	高松港	灯付浮標設置
第318項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業
第319項	瀬戸内海	備讃瀬戸、佐柳島西方	沈船撤去
第320項	瀬戸内海	三島川之江港	花火打ち上げ
第321項	瀬戸内海	西条港	灯浮標一時移設(予告)
第322項	瀬戸内海	松山港、第2区	岸壁築造工事等
第323項	瀬戸内海	岩国港、第2区	航泊禁止区域設定
お知らせ	G7香川・高松都市大臣会合に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール(インターネットで登録)で配信しています。

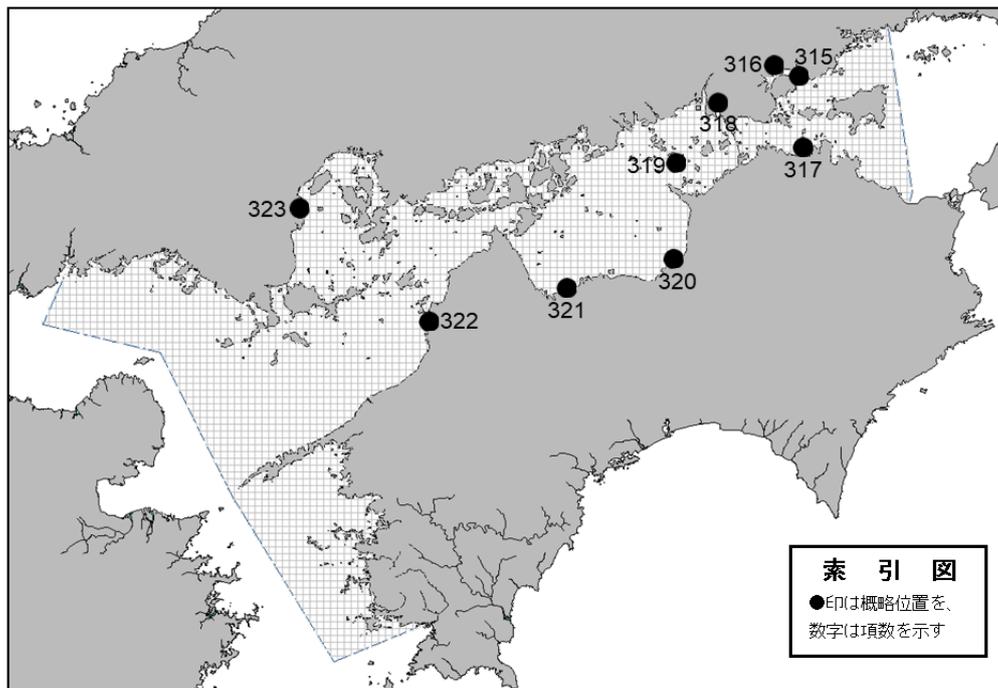
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項(航路標識の異変、航路障害物の存在等)及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★5年315項 瀬戸内海 — 岡山水道、水門湾 潜水作業

期間 令和5年7月10日～26日(予備日を含む)の日出～日没

区域 2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-35-46N 134-03-16E(岸線上)
- (2) 34-35-44N 134-03-15E(防波堤先端)

備考 警戒船を配置

海図 W155-W1114

出所 第六管区海上保安本部



★5年316項 瀬戸内海 — 岡山港 水路測量

期間 令和5年7月24日～9月29日の内7日間

区域1 4地点により囲まれる区域(陸域を除く)

- (1) 34-39-28N 133-56-09E
- (2) 34-39-22N 133-56-08E
- (3) 34-39-24N 133-55-55E
- (4) 34-39-30N 133-55-57E

区域2 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-37-57N 133-56-30E(岸線上)
- (2) 34-38-01N 133-56-34E
- (3) 34-38-12N 133-56-15E
- (4) 34-38-28N 133-56-02E
- (5) 34-38-52N 133-55-49E
- (6) 34-38-52N 133-55-47E(岸線上)

備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W155

出所 第六管区海上保安本部



★5年317項 瀬戸内海 — 高松港 灯付浮標設置

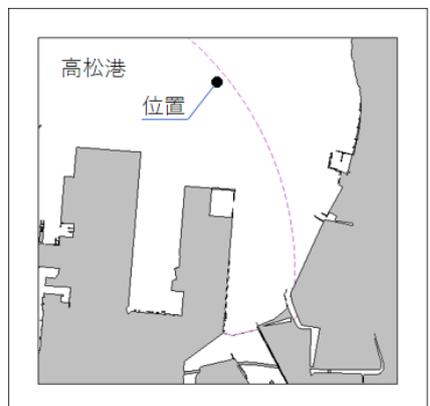
六管区水路通報4年3号24項関連

位置 34-22-13N 134-04-41E

備考 黄色灯付黄色塗円すい形浮標(4秒1閃光)

海図 W1125-W137A-JP137A

出所 高松海上保安部



★5年318項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業

六管区水路通報5年25号307項削除

期 間 令和5年7月10日～31日(予備日を含む)の日出～日没

区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-31-20N 133-44-23E(岸線上)

(2) 34-31-20N 133-44-18E

(3) 34-31-25N 133-44-19E

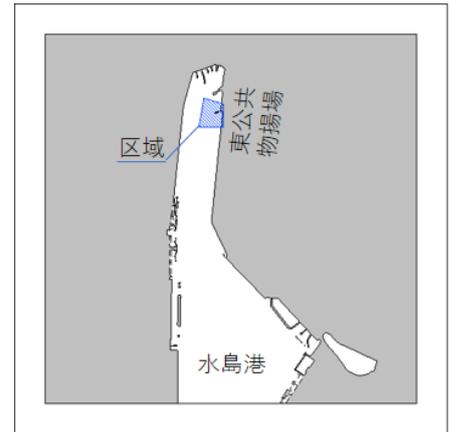
(4) 34-31-24N 133-44-23E(岸線上)

備 考 (1) 作業はバックホウ浚渫船(スパッド式)で実施

(2) 警戒船を配置

海 図 W1127A-JP1127A

出 所 水島港長



★5年319項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、佐柳島西方 沈船撤去

六管区水路通報5年24号297項削除

位 置 34-19.9N 133-35.3E

海 図 W137B-JP137B-W153-JP153

出 所 坂出海上保安署



★5年320項 瀬戸内海 — 三島川之江港 花火打ち上げ

期 間 令和5年7月15日(予備日16日、17日)の2000～2050

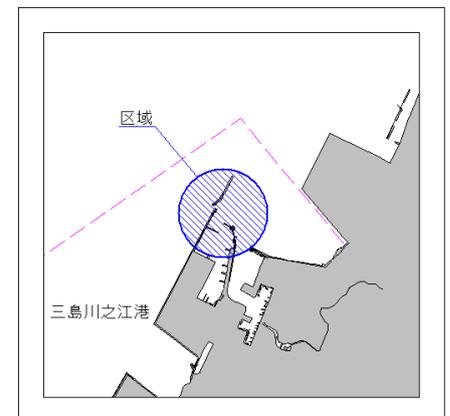
区 域 34-01-33.2N 133-34-12.5Eの地点を中心とする

半径330mの円内

備 考 警戒船を配置

海 図 W165-JP165

出 所 三島川之江港長



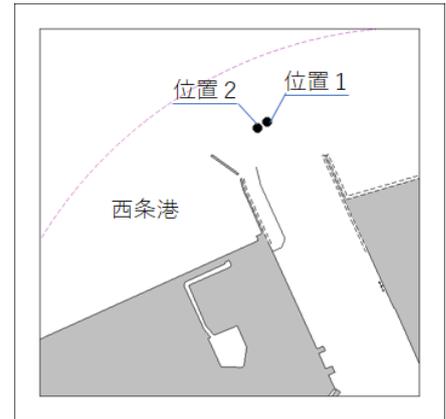
★5年321項 瀬戸内海 — 西条港 灯浮標一時移設 (予告)

1. 期間 令和5年7月18日～21日
名称 西条港第2号灯浮標
位置1 33-56-33.9N 133-10-03.6E
(海図図載位置の真方位335度約100m)
2. 期間 令和5年7月21日～25日
名称 西条港第1号灯浮標
位置2 33-56-34.7N 133-10-05.3E
(海図図載位置の真方位333度約100m)

海図 W1236-W1128

参照書誌 411 4547、4548番

出所 第六管区海上保安本部



★5年322項 瀬戸内海 — 松山港、第2区 岸壁築造工事等

期間 令和5年7月24日～10月31日の日出～日没

1. 岸壁築造工事

区域1 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 33-50-54N 132-41-45E (岸線上)
- (2) 33-50-51N 132-41-41E
- (3) 33-50-56N 132-41-39E
- (4) 33-51-00N 132-41-42E
- (5) 33-51-00N 132-41-45E (岸線上)

- 備考 (1) 工事区域を示す緑色及び黄色灯付浮標を設置
(2) 潜水作業を伴う
(3) 警戒船を配置

2. 潜水作業

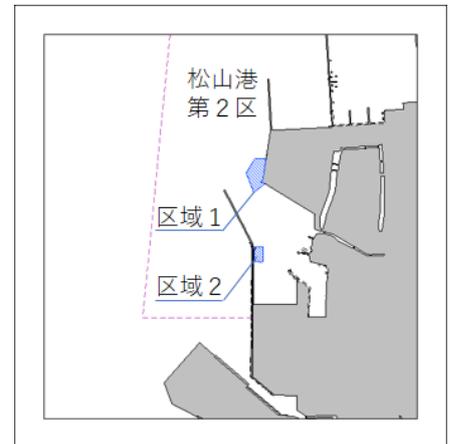
区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 33-50-38N 132-41-41E
- (2) 33-50-38N 132-41-44E
- (3) 33-50-34N 132-41-44E
- (4) 33-50-34N 132-41-41E

- 備考 (1) 基礎捨石の仮置き作業
(2) 警戒船を配置

海図 W1124-W164

出所 松山港長



★5年323項 瀬戸内海 — 岩国港、第2区 航泊禁止区域設定

期 間 令和5年7月15日(予備日16日)の1930~2100(花火打ち上げ終了まで)

区 域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-11-30.2N 132-13-58.0E(岸線角)
- (2) 34-11-39.5N 132-14-16.2E
- (3) 34-11-17.2N 132-14-32.7E
- (4) 34-11-10.2N 132-14-18.9E
- (5) 34-11-06.2N 132-14-03.2E(岸線上)

- 備 考
- (1) 花火大会に伴い、花火打ち上げ作業船、警戒船及び港長が航泊を許可した船舶を除き、船舶の航泊が禁止される
 - (2) 上記区域(2)~(4)の各位置に黄色灯付浮標(4秒1閃光)を設置
 - (3) 警戒中の巡視艇等から指示があった場合はこれに従うこと

海 図 W1136-W113

出 所 岩国港長公示第1号(令和5年7月5日)

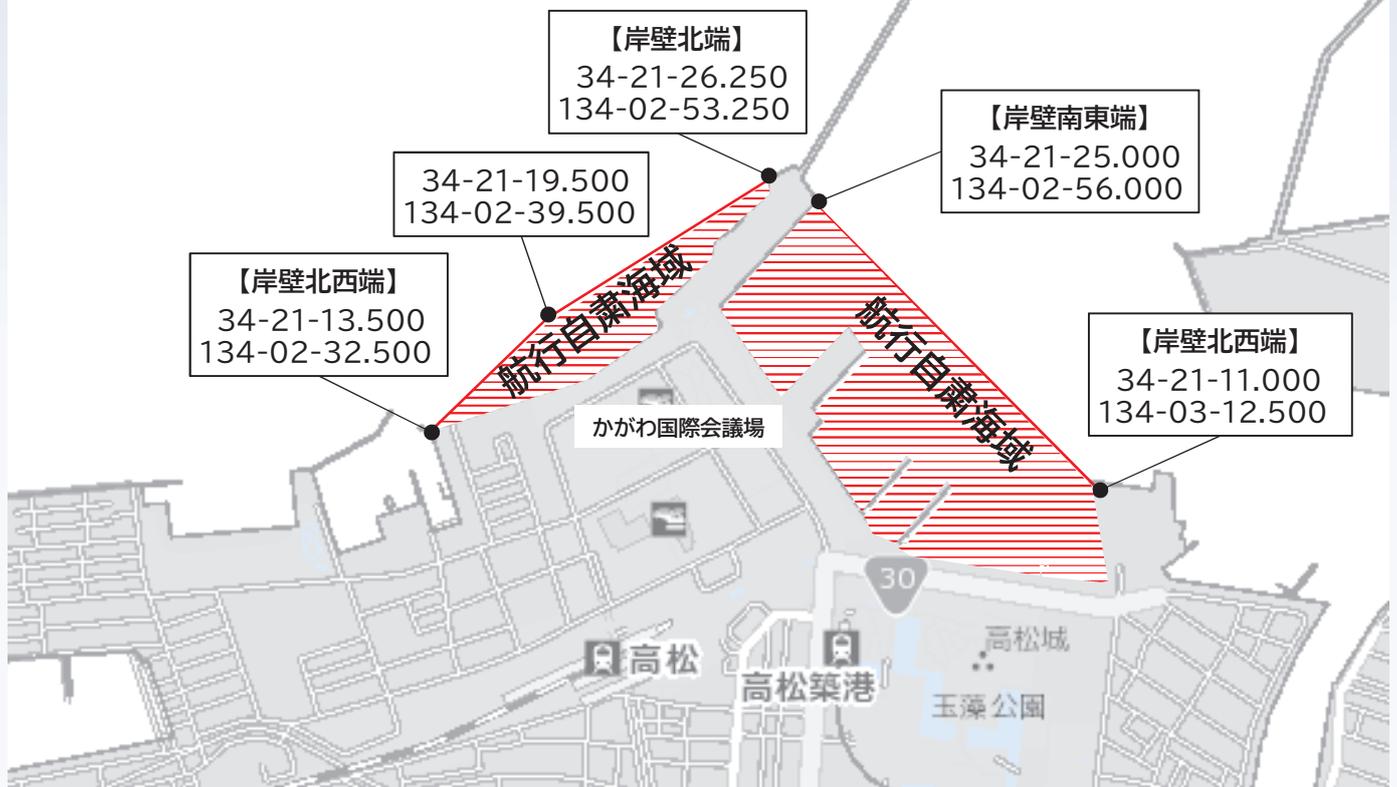


G7香川・高松都市大臣会合の開催に伴う 海上警備にご理解・ご協力をお願いします！

- 第六管区海上保安本部では、7月6日(木)～7月10日(月)までの間、都市大臣会合が開催される「かがわ国際会議場」の周辺海域に **航行自粛海域** を設定し、海上警備を強化します。
- 高松港周辺海域を航行される船舶は、航行自粛海域へみだりに立ち入らないようご協力をお願い致します。
※ 定期運航船の旅客ターミナルへの離着棧は可能です。
- また、その他の海域においても、警備上の必要性から、立入検査、職務質問等を行う場合があります。

【航行自粛海域の設定期間】 ※ 海域及び期間を変更する可能性があります。

令和5年7月 6日(木)12:00から
7月10日(月)12:00まで



KAGAWA TAKAMATSU
Sustainable Urban Development
Ministers' Meeting

第六管区海上保安本部
(電話:082-251-5111)

高松海上保安部
(電話:087-821-7011)

【海上保安庁緊急通報番号:118】

